コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進



基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

市のコミュニティ行政は、昭和46年にはじめて提唱されてから40年が経過しており、その間、住民 協議会や町会・自治会と協働した取り組みを進め、コミュニティ・センターを地域の活動拠点とした地 域福祉や環境、防災などのまちづくりにおいて、市の施策展開において不可欠なものになっています。 地域の課題を住民同士の「支えあい」による新たな「共助」の仕組みで解決していく「コミュニティ創 生」の取り組みによって、地域の絆を強化し、地域力を向上させる取り組みを重点的に推進していくこ とが求められています。また、平成15年に開設した市民協働センターは、公設公営から、市民団体と の協働運営へと移行し、現在みたか市民協働ネットワークが指定管理者として管理運営を行っていま す。市民活動支援及び市民参加推進の機能を高め、市民、NPO、事業者等の相互連携・協働を推進・サ ポートする施設として機能をより強化することが求められています。

三鷹ネットワーク大学推進機構が運営する三鷹まちづくり総合研究所事業では、市の新たな政策課題 に対して、学識者や関係団体と市が協働で課題解決に向けた検討を行っています。

施策の方向

地域の多様な課題を、新たな共助や協働によって解決していく「コミュニティ創生」の取り組みを進 めるため、住民協議会、町会・自治会等の地域自治組織やNPO、事業者などの多様な主体が協働・連 携し、地域のつながりや支えあいを深める取り組みを進めます。ともに支えあう地域社会を生み出すた め、地域ケアネットワークの全市展開や災害時要援護者事業の推進、コミュニティ・スクールやがんば る地域応援プロジェクトの充実などの「コミュニティ創生」関連事業を展開しながら、地域課題の解決 に向けた事業を支援します。コミュニティ活動を推進することで、多様化する市民ニーズへの対応や三 鷹のまちづくりを支える人財の育成、高齢者福祉、環境問題などを民学産公の協働により推進します。

市民協働センターでは、みたか市民協働ネットワークが中間支援組織として市民・団体と市のつなが りを強化する機能の充実を図り、多様な団体や市民が相互に連携・協力して、まちづくりや公共サービ スの担い手となる協働のまちづくりを一層推進するための支援を行っていきます。

Ⅲ まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値	
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)	
コミュニティ・センター、地区公会堂の利用者数	837,244人	850,000人	860,000人	870,000人	

コミュニティ施設の活用度や住民協議会や町会・自治会活動の活性化度を示す指標です。コミュニティ・セ ンターの大規模な改修工事などの影響もあり、利用者数が減少する年もありますが、住民協議会や町会・自治 会等の活動への支援により、コミュニティ施設の利用者数の増加を図ります。

協働指標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
市民協働センターの利用者数	57,681人	58,500人	59,500人	60,500人

市民活動の活性度、市民活動支援施設の活用度を示す指標です。市民協働センターは平成15年に開館して 以来、市民活動の支援施設として定着し、利用者数を大きく伸ばしてきました。今後も、NPO等市民活動団 体の活動支援施設として市民協働センターの機能充実を図り、市民活動の活性化を図ります。

協働指標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
市内のNPO認定団体の数	74団体	82団体	90団体	98団体

NPO等市民活動団体の活動状況を示す指標です。市民協働センターを支援拠点として、NPOの設立や運営・活動についての相談事業等を通じて市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進します。



施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- ●住民協議会及び町会・自治会等は、各コミュニティ施設について、市民の自由と責任を基調とした自主管理・自主運営に努めます。
- 住民協議会及び町会・自治会等は、協働のパートナーとしての役割を担うとともに、地域の課題を解決するため、NPO等との連携・協働を積極的に図ります。
- 市民、事業者、関係団体等は、積極的に協働の

パートナーとしての役割を担います。

- 市民、事業者、関係団体等は、地域の課題を主体 的に解決するため、各担い手との連携・協力を積 極的に図ります。
- 市民団体やNPO等は、団体独自の視点や専門性 等を活かして、公共サービスの提供にも関わって いきます。

市の役割

- ●市は、コミュニティ活動に関する情報を関係団体に提供し、情報の共有化を図ります。
- 市は、コミュニティ創生を推進するため、多様な 担い手が対等な立場で参加・協働できるような仕 組みづくりに取り組みます。
- 市は、コミュニティ・センター及び地区公会堂の 保全活用を図ります。
- 市は、市民活動に対する活動の場の提供や相談・ 情報機能の強化を図ります。
- 市は、市民団体や市民に協働のパートナーを紹介 し、新たな協働の実現を支援します。
- 市は、市民団体やNPO等に、アウトソーシング 可能な公共サービスを積極的に提供します。

(主要):主要事業 (推進):推進事業



₩ 施策・主な事業の体系

1 コミュニティ創生の推進

		主要	①コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究と新たな 事業の展開
(1)	(1) コミュニティ創生の検討	主要	②地域ケアネットワーク推進事業の全市展開 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	③災害時要援護者支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	④買物環境の整備 ▶「第2部-第4 商業環境の整備」参照

2 市民参加の推進やNPO等市民活動の支援

(1) 市	市民参加の推進やNPO等市民活 動の支援	主要	①市民参加の推進やNPO等市民活動の支援
-------	-------------------------	----	----------------------

3 コミュニティ活動の展開

		主要	①「公共施設維持・保全計画2022」に基づくファシリティ・マネジメントの推進 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照				
(1)	コミュニティ施設の保全・活用	主要	②学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災 拠点化の推進 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照				
		主要	③コミュニティ・センター図書室との連携 ▶「第7部-第1-2 生涯学習の推進」参照				
		推進	④コミュニティ・センター、地区公会堂の保全・活用				
		主要	①地域自治活動やコミュニティ活動の新たな展開に向けた 活動の支援				
	コンニーニ・活動のがわれ屋間	推進	②新たな人財による地域コミュニティの活性化の推進				
(2)	コミュニティ活動の新たな展開 に向けた取り組み	推進	③住民協議会への活動支援のあり方の検討				
	に回じた以外他の		④住民協議会の活動充実				
			⑤住民協議会と地域のNPO等とのネットワークづくりへ の支援				

4 協働型まちづくりの推進

(1)	NPO等市民活動の推進	主要	①市民協働センターの運営
(1)			② NPO 等市民活動助成制度の拡充の検討
		推進	①地域の人財育成の推進
(2)	人財育成の推進		②みたか市民協働ネットワークや住民協議会等との連携 ▶「第7部-第1-1 生涯学習の推進」参照
(3)	多様な市民参加の推進		①市民参加手法の検討・推進
(4)	公共施設等における市民管理方 式の推進		①公園や道路の管理などにおける市民管理方式の推進
(5)	NPO活動・コミュニティビジネ スの支援	主要	①コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			②NPO等に対する市業務の委託・移転の推進
(6)	(6) 三鷹ネットワーク大学推進機構 との協働の推進		①三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進 ▶「第7部-第1-1 生涯学習の推進」参照
			②三鷹まちづくり総合研究所事業の推進
(7)	(R) 関係機関しの連携の沿ル		①地域再生計画の推進
(7)	関係機関との連携の強化		②知的資源の活用の推進

5 推進体制の整備

_		
(行政施策の地域化の推進	①コミュニティ住区を基礎にした行政施策の推進

V 主要事業

◆1-(1)-① コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究と新たな事業の展開

地域の関係性の希薄化などの多様な課題について、住民同士の支えあいによる新たな共助と協働により、地 域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みを推進します。平成23年度に三鷹まちづくり総合研究所 に設置したコミュニティ創生研究会による研究を踏まえ、コミュニティ創生事業による福祉、防災、教育、子 育て等の各分野を包含した多層・多元的なネットワークの形成を進め、地域の絆づくりや地域交流の活性化に 向けた取り組みを推進します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
コミュニティ創生のあり 方に関する調査・研究	推進	検推 討進					
と新たな事業の展開	推進	討進					

◆2-(1)-① 市民参加の推進や NPO等市民活動の支援

「コミュニティ創生」をめざす多様な担い手(地縁型組織及びテーマ型組織(注1))が対等な立場で参加し、 それぞれの役割分担を明確にし、協働して地域の課題を解決する仕組みづくりを検討し、市民参加の推進や NPO等市民活動の支援を進めます。

(注1) 地縁型組織:住民協議会、町会・自治会、管理組合、商店会などです。

テーマ型組織:子ども・子育て、高齢者、障がい者、医療、環境、まちづくり等に関する組織や社会福祉法人、学校法人、協同組合、企業などです。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
市民参加の推進やNPO	推進	検推 討進					
等市民活動の支援	11年)连	討進					

≪3-(2)-① 地域自治活動やコミュニティ活動の新たな展開に向けた活動の支援

コミュニティのさらなる活性化をめざし、「がんばる地域応援プロジェクト」等を活用した、町会・自治会等の活動の活性化を支援するとともに、新たに転入してきた市民や地域のコミュニティに参加していない市民に、地域活動の大切さ、楽しさなどを伝え、コミュニティを身近なものと感じてもらう取り組みを推進します。また、地域の情報が市民に確実に伝わる仕組みや環境・防災といったコミュニティ活動の推進を住民協議会や町会・自治会、コミュニティ・スクールなどの関係団体等と連携して進めます。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
地域自治活動やコミュ ニティ活動の新たな展	推進	検推 討進					
開に向けた活動の支援	班连	討進					

◆4-(1)-① 市民協働センターの運営

住民協議会や町会・自治会等の地縁型組織とNPO等のテーマ型組織との連携・協働を推進し、地域課題の解決に向けた取り組みや市民と市との協働の推進、市民活動支援のための情報提供・相談・助言、まちづくりに関する市民参加機会の提供、交流の場の提供等の機能の拡充を図ります。また、新たな市民団体、NPO等の設立・運営支援機能の拡充を図ります。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
市民協働センターの運営	センター機能の拡充	条例	充				
IDCの面ピング VDE占	運営体制の強化	改正	実				



VI 推進事業

◆3-(1)-④ コミュニティ・センター、地区公会堂の保全・活用

コミュニティ・センターについては、耐震補強やバリアフリーなどの観点から計画的な改修を行い、保全や 利便性の向上を図ります。また、ベビーフレンドリー化事業など、多様な世代(特に若い世代)が利用しやす く居心地のよい場所になり、さらに利活用が図られるよう地域の意見を反映して利用者が満足できる施設運営 を推進します。地区公会堂についても、改修等のバリアフリー化などの施設整備を図ります。

◆3-(2)-② 新たな人財による地域コミュニティの活性化の推進

コミュニティ・センター及び地区公会堂を活動の場として、定年退職等で地域に戻ってきた幅広い分野の人 財が、それぞれの経験を活かして地域の活動や学習の場に参加しやすい環境づくりを進めます。また、ワー ク・ライフ・バランス等を推進し、市民活動やコミュニティ施設において、働く世代をはじめとする新たな参 加者、利用者を発掘し、地域コミュニティの活性化を促進します。

◆3-(2)-③ 住民協議会への活動支援のあり方の検討

コミュニティ・センターを運営する住民協議会への活動支援のあり方や新たなコミュニティ活動について、 住民協議会と市が連携を図りながら検討を進めます。

◆4-(1)-② NPO等市民活動助成制度の拡充の検討

町会等地域自治組織活性化事業(がんばる地域応援プロジェクト)の、連携・協働事業の対象として、①市 の重点課題を、市と連携・協働して事業を実施する団体、②多様な担い手同士が連携・協働し、地域の発展や 課題の解決などに関するアイデアを提案する団体などを加え、地域の絆を強化し、地域力の向上を推進しま す。

◆4-(2)-① 地域の人財育成の推進

住民協議会や町会・自治会等の地域自治組織、NPO等市民活動団体の役員・職員研修を通して、各団体の 強化や団体間の連携を促進し、地域での要望や課題に対し、総合的な視点から取り組みを推進できるような地 域の人財の発掘・育成を関係団体と連携して進めます。

◆4-(6)-② 三鷹まちづくり総合研究所事業の推進

三鷹ネットワーク大学推進機構が運営する三鷹まちづくり総合研究所事業を活用し、市の新たな政策課題に 対して、学識経験者や関係団体、市職員が協働で課題解決に向かって調査・研究を進め、市の計画や施策への 反映を図ります。また、三鷹まちづくり総合研究所では、市職員の人財育成のための研究会・講座等の充実を 図ります。

川 関連個別計画

●公共施設維持・保全計画 2022



まちづくり懇談会 (井の頭地区)

*2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立



■ 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

平成18年4月に自治基本条例を施行し、自治の定着と自治の推進を図るため、パブリックコメント制 度や市民会議・審議会の活性化等の具体的な取り組みにより、多元的・多層的な市民参加を推進してき ました。一方、厳しい財政状況の中、行財政改革アクションプラン2010に基づき、市業務の民営化・ 委託化などを進め、職員定数についても、平成7年度以降毎年度継続的に見直しを実施してきました。 平成22年度からは、全事務事業についてゼロベースから見直しをする事務事業総点検運動を実施し、 セーフティーネットに配慮しつつも、厳しい事業見直しを行い「行政のスリム化」を図りました。今後 も、参加と協働を市政の基本とし、低成長時代における緊縮財政を想定した持続可能な自治体経営が求 められています。

市制施行直後から続いた人口増加と都市化に対応するために整備を進めてきた公共施設等都市インフ ラの老朽化が進み、その多くが更新期を迎えています。そこで、平成22年3月に「都市再生ビジョン」 を策定し、新川防災公園・多機能複合施設(仮称) 整備事業など公共施設の効率的な整備、運営、市有 地の利活用や計画的な再配置等に取り組んでいます。公共施設の長寿命化や環境への配慮、計画的な維 持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント(注1)」の確立が求められています。

(注1) ファシリティ・マネジメント:企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知 識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用 も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを 進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、 ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

施策の方向

市民自治を推進するために、自治基本条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図るとともに、地域 のあらゆる資源を活用し、民学産公による参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

地方分権については、地域主権推進一括法(第1次、第2次)の成立を踏まえ、義務付け・枠付けの 見直し、東京都からの事務権限移譲に適切に対応します。また、自治基本条例で掲げた「適切な政府間 関係の確立」やシビルミニマムを維持するために、交付税不交付団体である基礎自治体の立場から、国 等に積極的に問題提起を行います。

厳しい財政状況のもと、財政の健全性を維持しつつ的確な市政運営を行うため、平成22年度から 実施している「事務事業総点検運動」に引き続き取り組むとともに、「行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、常に厳しい事業見直しを行い「施策の重点化」と「行政のスリム化」を図ります。 また、職員については、人事任用制度、人事異動及び職員研修による人財育成システムの検証と改善を 継続的に実施し、職員のモチベーションの向上、組織力の向上と組織の活性化を推進します。職員定数 についても、引き続き事務の効率化、業務の民営化・委託化や再任用職員・嘱託職員の適正な配置によ り定数の見直しに取り組むとともに、地方分権改革に伴う事務権限移譲による影響等も含め、市民ニー ズに適切に対応できる人員配置を行います。

公共施設等の更新については、「予防保全」の視点に立脚した維持・保全計画を策定し推進するほか、 市有地の利活用、施設の建替え、再配置に取り組むなど、ファシリティ・マネジメントの取り組みを推 進します。また、「公共施設総点検運動」を実施し、公共施設の維持・管理業務の見直しを図り、公共 施設の適正で効率的な質の高い管理体制を確立します。



Ⅲ まちづくり指標

行 政 指 標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
職員定数見直し数	(基準年)	30人	削減	削減

行財政改革の推進における職員定数見直し状況を示す指標です。「行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、引き続き着実な行財政改革の推進を図ります。

行 政 指 標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成23年~平成34年)				
経常収支比率	90.4%	概ね80%台を維持 (特殊要因による場合にあっても90%台前半に抑制)				
公債費比率	7.9%	概ね10%を超えないこと				
実質公債費比率	4.1%	概ね 7%を超えないこと				
人件費比率 17.2%		概ね22%を超えないこと				

「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底等を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。



施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- ●市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動 し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体 的に行います。
- 事業者等は、市民及び市と相互に連携及び協力を 図り、協働の担い手としてまちづくりに参加、寄 与するよう努めます。

市の役割

- 市は、協働のまちづくりの推進において、多様な 主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参 加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた 場と機会の創設に努めます。
- 市は、事業の実施にあたり、最少の経費で最大の 効果を上げるよう努め、地域における資源を最大 限に活用した事業の戦略的な展開を図るととも
- に、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏ま えた自治体経営を推進します。
- 市は、基本計画期間内の公共施設の維持・保全計画を策定し、策定後も現状分析を十分に行い、適正かつ効率的な公共施設の管理が実現できるよう、計画の見直し・改定を行います。



Ⅳ 施策・主な事業の体系

主要:主要事業 推進:推進事業

1 計画の策定と推進

(1) 「行財政改革アクションプラン 2022」の策定と推進

主要

①「行財政改革アクションプラン2022」の策定と推進

2 自治体経営の確立

		推進	①市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立				
(1)	財政基盤強化に向けた取り組み		②受益負担の公平性向上に向けた各種料金・手数料の見直				
			しの推進				

(1)	마파함으다시나 그 그 나는 현 나 선물 기		③税源の涵養に向けた都市型産業誘致条例の運用による地域成長戦略の推進				
(1)	財政基盤強化に向けた取り組み		④市税収納率の向上				
			⑤市税等の納付機会の拡大				
		主要	①市業務の民営化・委託化の一層の推進				
		主要	②提案型アウトソーシングの導入と推進				
		推進	③指定管理者制度の検証と活用				
		推進	④市政窓口の民間委託化の推進				
	経費節減の一層の推進と公共 サービスのあり方の検討	推進	⑤市政窓口の今後のあり方の検討				
		推進	⑥コンビニ交付の拡充及び住民基本台帳カードの普及促進				
(2)		推進	⑦住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」に対 する行政サービスの向上				
		推進	9 31] 取り一こ人の同工 ▶「第1部-第1 国際化の推進」参照				
		推進	⑧住民基本台帳ネットワークシステムの運用				
			⑨市民保養所箱根みたか荘、川上郷自然の村の管理・保有 等あり方の検討				
			⑩公聴・相談・苦情等を行政サービスの改善につなげる仕組みの構築				
(3)	人財育成の充実	主要	①人財育成システムの検証・改善				
		主要	①組織、職員定数の見直し				
(4)	柔軟で機動的な推進体制の整備	主要	②戦略的評価・予算編成の推進				
			③事務分掌、専決規程の見直し				

3 透明で公正な行政の確立

		推進	①広報紙、ホームページ等による情報提供の充実
	積極的な情報公開・情報提供等 の推進	推進	②市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の 多様化 ▶「第2部-第1 情報環境の整備」参照
(1)		推進	③市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 ▶「第2部-第1 情報環境の整備」参照
		推進	④公文書の適正管理
			⑤自治体経営白書の発行
			⑥情報共有をめざした情報公開・情報提供の推進
	公聴・オンブズマン・監査機能 の拡充		①市民相談の充実
(2)			②総合オンブズマン制度の充実
			③市長と語り合う会の実施
(3)	契約制度の見直し・改善		①入札制度の改善
(3)	突が		②随意契約業務の見直し

4 都市再生の推進

		主要	①「公共施設維持・保全計画2022」に基づくファシリティ・マネジメントの推進
(1)	都市再生の推進	主要	②公共財産の合理的な所有・利用形態を最適化する「公的 資産のマネジメント」(PRE - パブリックリアルエステー ト)の確立
		主要	③公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立に向けた取り組み

(1)	都市再生の推進	推進	④固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備等による資産・債 務管理の取り組み
			⑤低未利用資産の処分・有効活用
(2)	市庁舎の整備	主要	①市庁舎建替え等プランの検討
(2)		主要	②第二分庁舎(ボランティアセンター)の建替え

5 都市自治の確立

	自治基本条例の普及・啓発	推進	①自治基本条例の普及・啓発
(1)		推進	②パブリックコメントの推進
(1)	日加坐本来例の自及「日元	推進	③市民会議、審議会等への無作為抽出方式による市民参加 と会議公開制度の推進
(2)	国・東京都等との適切な政府間 関係の確立		①国・東京都等との適切な政府間関係の確立
(3)	自治立法権・自治解釈権の活用		①政策法務の推進
(4)	地方分権の推進	推進	①地方分権への対応
	温光笠田の大中		①期日前投票環境の向上
(5)			②開票事務の短縮化
(5)	選挙管理の充実		③意識啓発の強化
			④ICT等の活用による執行体制の強化
(6)	行政の率先的な行動		①男女平等参画や環境保全等における行政の率先行動
			①施設共同利用等の連携強化
(7)	広域的都市連携の強化		②施設の共同建設
(1)			③行政サービスの相互乗り入れの推進
			④友好市町村等交流の推進



主要事業

◆1-(1)-① 「行財政改革アクションプラン 2022」の策定と推進

持続可能な自治体経営の創造の実現に向け、施策の重点化とスリム化を進めるため、事務事業総点検運動と公共施設総点検運動を主要な取り組みに位置づけた「行財政改革アクションプラン 2022」を策定します。施策の推進にあたっては、財政基盤の強化や多様な市民ニーズに対応した行政サービスのあり方の検討、自助・共助としての市民力と公助としての職員力の向上による協働のまちづくりを進め、財政の健全化を図りつつ行政サービスの質を向上させる行財政改革を進めます。

計画期間		前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
行財政改革アクション	策定、推進	策	推_				
プラン 2022 の推進	水心、胜连	定	進				

- ◆2-(2)-① 市業務の民営化・委託化の一層の推進
- **≪2-(2)-**② 提案型アウトソーシングの導入と推進

新たな行財政改革推進の取り組みとして、市が実施する事務の中で行政サービスの質的向上と効率的実施が 見込まれる業務について、民間企業、NPO、市民団体、外郭団体等が実施方法や実施主体(サービス提供主 体)等に関して提案する制度を創設し、取り組みを進めます。

提案を受けた事業のうち外部委託が可能と判断した業務について、委託化を図ります。

計画期間		前 期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
提案型アウトソーシン	実施、推進	研	検	試	推		
グ制度の創設と実施	大心、正连	究	討	行	進		

≪2-(3)-① 人財育成システムの検証・改善

「人財育成基本方針」に基づく人財育成システムの検証と改善を継続的に実施し、個々の職員の組織貢献度に応じた適正な評価が、昇任昇格、給与などの処遇により適切に反映される仕組みに改善します。また、キャリア開発の視点から、職員の業績・能力・態度に着目した公平公正な評価と能力開発、人財マネジメントを効果的に推進していきます。

市民要望や社会状況の変化に的確に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力となる 人財の確保と育成を推進します。

また、「人財育成基本方針」については、平成15年度の策定から一定期間が経過し、その基本となる考え方に変更はないものの、社会経済状況等の変化の中、時代に即した職員の育成に向けて一定の見直しを行う必要が生じていることから、改定を行います。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
人財育成システムの 検証・改善	人財育成システムの 充実	検 証	針基 改本 定方	運用		充 実 🗕	

◆2-(4)-① 組織、職員定数の見直し

◆2-(4)-② 戦略的評価・予算編成の推進

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しを推進するとともに、機動的かつ 効率的な組織運営に向けた職員の適正な配置を図ります。あわせて、新川防災公園・多機能複合施設(仮称) の管理運営のあり方なども踏まえ、組織の見直しを行うほか、将来的な職員構成を視野に入れた職員採用を計 画的に実施します。

また、各部による自主的な予算編成をさらに推進するなど、各部課の権限と責任の拡大を図る「庁内分権」を推進します。予算編成については、行政評価、「行財政改革アクションプラン 2022」との連動を強化するなど、さらに「選択と集中」を進めるための戦略的な取り組みを推進します。

	計画期間		前 期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
職員定数の見直し	職員定数の見直しの 実施	実施			し	継続見直し —	

≪4-(1)-① 「公共施設維持・保全計画 2022」に基づくファシリティ・マネジメントの推進

◆4-(1)-② 公共財産の合理的な所有・利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」 (PRE-パブリックリアルエステート)の確立

既存の公共施設の維持管理全般について、コストを抑えつつ効果的な保全整備の実施による長寿命化を図るため、公共施設維持・保全計画やデータベースシステムの構築に向けた取り組みを進めます。「公共施設維持・保全計画 2022」及び「都市再生ビジョン」に基づき、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業など公共施設の再配置、見直し及び市有地の売却・有効活用を行います。また、井口特設グラウンドの利活用の方法については、まちづくりに適した手法の検討を進めます。

新川市営住宅跡地については、売却します。売却にあたっては、提案型業者選定等を活用しながら、周辺環境に配慮した高環境で高品質な住環境の確保を図っていきます。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の管理運営にあたっては、適正かつ効率的に行われるよう運営主体のあり方や手法について調査検討します。施設の整備については、市民から親しまれる施設となるよう、市民

との協働による取り組みについて工夫するとともに、ネーミングライツの導入の検討など事業者との連携を図 ります。また、施設の管理・運営のあり方を踏まえ、市の組織体制等についても見直します。

	計画期間	前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
「公共施設維持・保全計画 2022」に基づくファシリティ・マネジメントの推進	計画の策定・推進	一次計画策定	推進		\rightarrow	第二次計画 策定・推進	第三次計画 策定・推進

◆4-(1)-③ 公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立に向けた取り組み

「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」の調査・研究を踏まえ、公共施設の管理業務の見直しや適正な 維持管理コストによる質の高いサービスの提供のあり方を検討し、公共施設総点検運動を推進します。この運 動により、維持管理費等の適正化やサービスの質の維持・向上を図ります。

	計画期間	前 期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立	維持管理業務	4 モ 施 <i>デ</i>	4 モ 施デ	推			
に向けた取り組み	適正化の推進	施デ設ル	設ル	進			

◆4-(2)-① 市庁舎建替え等プランの検討

◆4-(2)-② 第二分庁舎(ボランティアセンター) の建替え

新川防災公園・多機能複合施設(仮称) 整備事業との連携を図りながら、建設から既に46年を経過(昭和 40年築造)している市庁舎の建替えについて検討を行います。また、老朽化した第二分庁舎(昭和34年築 造、昭和59年改築)については、利用者の安全を確保するため建替えます。

	計画期間	前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
市庁舎建替え等プランの検討	プランの策定		 検 討				→ プランの策定
第二分庁舎の建替え (事業費:約3億2千万円)	第二分庁舎(ボランティ アセンター)の建替え		準備検討	設計	工解 竣体 工着		

が 推進事業

≪2-(1)-① 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立

債権管理基準の策定・徴収方法・徴収体制等について、庁内の「債権管理・回収検討プロジェクト・チーム」 で調査・検討し、その結果を踏まえ、市債権管理の適正化に向けた基準整備や効率的な収納体制の確立をめざ します。

◆2-(2)-③ 指定管理者制度の検証と活用

平成18年度に導入した指定管理者制度について、指定管理者の評価を含めて検証し、それぞれの公の施設 の特性に応じた効果的かつ効率的な制度の活用を図ります。

≪2-(2)-④ 市政窓口の民間委託化の推進

◆2-(2)-⑤ 市政窓口の今後のあり方の検討

平成23年度に実施した、三鷹台市政窓口の民間委託に続いて、平成24年度以降に東部市政窓口、西部市 政窓口についても行政サービスの拡充と効率化の観点から、委託化を推進します。

また、今後の市政窓口のあり方について、庁内検討チーム等を設置して検討します。

◆2-(2)-⑥ コンビニ交付の拡充及び住民基本台帳カードの普及促進

コンビニエンス・ストアの多機能端末(マルチコピー機)を利用して交付する証明書の範囲を拡大し、市民の利便性の向上を図るとともに住民基本台帳カードの普及促進に努めます。これに関連して国において、税、年金、医療、介護保険などの分野での活用をめざして導入を検討している「社会保障・税に関わる番号制度」の動向を注視し、適切な対応を図ります。

≪2-(2)-® 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、引き続き適正な運用を行います。

また、住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」の住民基本台帳ネットワークへの移行や住民基本台帳カードの発行(平成25年度以降予定)などにも適切な対応を行います。

◆3-(1)-① 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

広報紙や市民便利帳の内容を充実するとともに、三鷹市長のメールマガジンの発行を継続します。

また、地域・生活・緊急情報に対する市民ニーズの高まりに応え、市民がよりスムーズに求める情報にたどり着けるよう、ホームページの充実及びリニューアルに取り組むとともに、CATVやソーシャルメディアなどの多様な情報媒体の活用を図ります。

◆3-(1)-④ 公文書の適正管理

公文書管理法が平成23年4月1日に施行されたことを踏まえ、歴史公文書等の選別基準の設定や文書の保存年限の見直しなどを図り、公文書を適正に管理します。

≪4-(1)-④ 固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備等による資産・債務管理の取り組み

公会計制度改革と自治体財政健全化法の施行を踏まえ、資産・債務に関する実態把握と固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備等に向けた取り組みを進めます。

◆5-(1)-① 自治基本条例の普及・啓発

◆5-(1)-② パブリックコメントの推進

◆5-(1)-③ 市民会議、審議会等への無作為抽出方式による市民参加と会議公開制度の推進

自治基本条例の普及・啓発を図るとともに、パブリックコメントの推進、無作為抽出の公募委員方式による 市民会議・審議会の制度、パートナーシップ方式の実施により自治の推進を図ります。

◆5-(4)-① 地方分権への対応

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法及び第2次一括法)で示された義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、市区町村への事務事業の権限移譲について、必要な対応を図るなど、地方分権の確立に向けた取り組みを進めます。また、第3次一括法の準備が進められており、国の動向等を注視し円滑に対応できるよう取り組みます。



関連個別計画

- ●行財政改革アクションプラン 2022
- 人財育成基本方針
- ●公共施設維持・保全計画 2022
- ●耐震改修促進計画